

「今後の環境保全型農業に関する検討会」報告書のポイント

1 農地土壌が有する公益的機能と今後の土壌管理のあり方

- 環境保全型農業の推進に当たっては、土づくりを基本としてきたが、近年、労働力の高齢化、耕種と畜産の分離等を背景に、
 - ・ たい肥等の施用量の減少による、土壌中有機物含有量の低下
 - ・ 土壌養分の過剰や塩基バランスの悪化など、地力の低下が顕在化。
- 農地土壌は、適切な営農活動を通じて維持・向上させていくことが可能であって、食料の安定供給のみならず、地域環境や地球環境の保全など国民の生活にとって極めて重要な機能（以下、農地土壌が有する公益的機能という。）を保有。

＜農地土壌が有する公益的機能＞

 - ① 作物生産機能
 - ② 炭素貯留機能^{注1}
 - ③ 物質循環機能^{注2}
 - ④ 水・大気の浄化機能
 - ⑤ 生物多様性の保全機能

注1：土壌中に炭素を有機物の形で貯留する機能
注2：有機物、無機物の分解、変換等を通じ、窒素や炭素の物質循環を促進する機能
- 農地土壌が有する公益的機能の向上には、たい肥等有機物の施用、土壌診断に基づく適正な施肥、不耕起栽培（省耕起栽培を含む）、土壌侵食防止のための土壌管理、土壌改良資材の施用、多毛作・輪作の実施が効果的。

たとえば、我が国の農地土壌にたい肥を10a当たり1～1.5トン（水田1t、畑1.5t）施用した場合、たい肥を施用しない場合に比べて、毎年約2百万トン（我が国の京都議定書における排出削減目標量の約1割に相当）の炭素貯留量の増加が図られると試算。
- たい肥の施用をはじめとする土壌管理については、短期的に見た場合、所得の向上に結びつかないケースが多いこと、良質たい肥の確保が困難となっていること等から、その取組は低位にとどまっているのが現状。
- 地力の低下により、農地土壌が有する多様な公益的機能の発揮に支障が生じることが懸念される中、今後、次の適切な土壌管理の実施を通じて、将来にわたって公益的機能を維持・向上していくことが必要。

<有機物の施用>

- ・ たい肥等有機物の施用は、公益的機能の発揮に不可欠であり、稲わらたい肥の場合、水田 1t/10a 以上、畑 1.5t/10a 以上を目標に施用。
- ・ 水田において、稲わらすき込みにより有機物施用を行う場合、温室効果ガスの排出抑制等の観点から、秋すき込みを推進。
- ・ 畑については、分解・減少する土壌有機物を補給するという観点から、必要に応じて有機物集積効果の大きいバークたい肥や地力増進作物を組み合わせ有機物の施用を推進。

<土壌診断に基づく適正な施肥>

- ・ 養分過剰や塩基バランスの悪化等は、多様な公益的機能の発揮に支障を及ぼすことがあることから、土壌診断に基づく適正な施肥を推進。

<的確な耕うん>

- ・ 温暖多雨で雑草の発生が多いこと等を踏まえ、引き続き的確な耕うんを行うことを基本。一方、一定の条件を満たす不耕起栽培の適地^{注3}においては、土壌炭素の貯留や生物多様性の保全の観点からも、不耕起栽培を推進。

<その他>

- ・ この他、土壌改良資材の施用、多毛作・輪作、土壌侵食防止のための土壌管理等を推進。

注3：麦、大豆における不耕起栽培の適地の例：耕うんによりクラスト（土膜）ができてやすい赤色土や黄色土が多い地域

2 環境保全型農業の推進に当たっての基本的考え方

- 環境保全型農業の取組は着実に増加している一方で、コストに見合った価格での販売ができず、慣行栽培なみの所得を確保することが難しいこと、環境保全型農業技術が十分に開発、普及されていないこと等から特別栽培農産物、有機農産物の栽培等の環境負荷の大幅な軽減に資する先進的な取組の実施割合は低い水準。
- また、農業が有する環境保全機能の向上等を通じて地球温暖化の防止、生物多様性の保全等を図る観点から、環境保全型農業を積極的かつ効率的に推進していくことが重要な課題。
- こうした課題を踏まえ、今後、以下の基本的な考え方の下、環境保全型農業を推進。
 - (1) 環境保全型農業の一層の拡大を通じた環境負荷の軽減、環境保全機能の向上の観点から、全ての農業者が環境規範を遵守した生産を行うことを旨とするとともに、環境保全に資するレベルの高い取組の拡大を推進。
 - (2) 環境保全型農業の定義を見直し、農業が有する環境保全機能を高めていくという視点を明確化するとともに、水質保全、大気保全（地球温暖化の防止）、生物多様性の保全、土壌の保全、有機性資源の循環促進等を環境保全型農業の目的として明確化。

- (3) 水質、大気、生物多様性の保全等と密接な関係があるたい肥の施用量、化学肥料・農薬の施用量を指標として目標を設定することにより、環境保全型農業に係る施策を効率的かつ効果的に推進。

3 今後の環境保全型農業に係る施策の展開方向

- 今後、土づくりを基本とした環境保全型農業の取組の一層の拡大を図っていくため、次の施策を推進。

(1) 農地土壌に係るモニタリング体制等の強化

- ・ 農地土壌を将来にわたって健全な状態で保全していくため、農地土壌の実態を長期にわたってモニタリングする体制を整備。

(2) 技術指針の策定や技術指導等の促進

- ・ 耕種農家にとって使いやすいたい肥の生産・供給を図るため、良質たい肥の生産指導に加え、たい肥の表示のあり方、他の肥料との混合等について関係者の声を踏まえつつ検討。
- ・ 環境保全型農業技術の体系化、マニュアル化を推進するとともに、民間の指導者等の育成等を通じて農業者への技術普及等を推進。
- ・ より効果的に環境保全型農業を推進していく観点から、先進的な地域で行われている総窒素施用量に関する上限値の設定等の取組を全国に拡大。
- ・ 土壌診断に基づく適正な施肥、たい肥中の肥料成分を勘案した減肥等に関する指導を徹底。

(3) 農業者の取組を支える施策の充実

- ・ 農業環境規範の具体化を通じて、普及を促進。
- ・ 消費者の理解の下、コストを踏まえた適正な価格での取引を推進するための表示の適正化、ブランド化等を推進。
- ・ 農地・水・環境保全向上対策に加え、地球温暖化防止や生物多様性の保全等に資するモデル的な取組に対する支援を充実
- ・ 収益の減少等を伴う土壌管理に対する支援の導入については、科学的な知見の一層の集積、国民の理解の醸成、農家と社会との責任分界点の整理等を行い、その是非を含め検討。

(4) 環境保全型農業に対する国民の理解の増進

- ・ エコファーマーの組織化等を通じて農業者が主体となったPR活動を展開
- ・ 農地土壌が地球環境や地域環境の保全等の重要な機能を有していること、こうした公益的機能の発揮には農業者による適切な土壌管理が不可欠であることなどについて、官民一体となった取組の推進を通じ、国民の理解を増進。